

再申入書

2019（令和元）年9月30日

〒321-1406

栃木県日光市松原町17-1

株式会社栃木ユナイテッド 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体 特定非営利活動法人

とちぎ消費者リンク

理事長 山 口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

貴社が定めているアイスバックス公式ファンクラブ会員規約（以下、「本件規約」といいます。）につきましては、当法人から、貴社に対し、平成30年9月5日付け申入書をお送りし、これに対し、貴社から、平成30年10月9日付け回答書を受領し、さらにこれに対して、再度、当法人から、貴社に対し、平成30年12月20日付け再申入書をお送りしているところです。

今般、上記当法人から貴社に対する申入れのうち、本件規約第11条に関する申入れにつきまして、令和2年4月1日に改正民法が施行されることを踏まえ、下記のとおり再度申入れをいたします。お忙しいところ恐縮ですが、貴社にて再度ご検討いただき、貴社の見解や対応につき、令和元年10月31日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、本件規約第13条につきましては、平成30年12月20日付け再申入書のとおりですので、併せて、貴社にて再度ご検討、ご回答くださいますようお願い申し上げ

ます。

なお、当法人は、2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第11条（2018年（平成30年）10月9日付け回答書）

1 当社は本規約及び本会のサービスの内容を、会員の了承を得ることなく隨時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。

ただし、当該変更により会員が著しく不利益を被る場合にはこの限りではありません。

2 本規約及びサービスの内容、並びにそれらの変更、改廃等に関する通知、その他当社が必要と認める事項に関する通知は、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイトに掲載する方法によりこれを行うものとし、当社のウェブサイトに表示した時点から、その効力を生じるものとします。

ただし、緊急の場合を除き、変更にあたっての一定期間の予告期間を置くこととします。

1 申し込みの趣旨

本件規約から第11条を削除することを求めます。

または、本件規約の変更について規定する場合、同条第1項について、本件

規約の変更は、①変更が会員の一般の利益に適合するとき、または②変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに行うことができることを規定するなど、適切な条項に修正することを求めます。

2 申し入れの理由

消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

契約は当事者の合意によって成り立つものであり、民法第521条以下の規定が当然の前提としているところ、規約内容を変更する場合にも原則として両当事者の個別的な合意が必要です。

よって、定型約款の変更についても、①定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき、あるいは、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときなどの条件が認められる場合に、初めて個別的合意なく変更が認められる余地があるものです(民法の一部を改正する法律《平成29年法律第44号。2020年4月1日施行》第548条の4第1項参照)。

しかるに、本件規約第11条第1項は、申入れの趣旨①及び②のような限定をすることなく事業者に一方的な規約の変更権を与えるものです。

よって、本件会員規約第11条第1項は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項です。

また、本条項は、消費者にとって不利益変更となる場合でも、極めて広範な裁量権を貴社に留保する規程であって、消費者が予期しない不利益変更により不測の損害を被る可能性があり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

したがって、本件規約第11条第1項は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

以上